



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 大和高田市契約規則の一部を改正する規則……………(契約監理室) …… 3
- 大和高田市中心企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則の一部を改正する規則……………(産業振興課) …… 3
- 大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則……………(広報情報課) …… 4

告示

- 電子公印の使用……………(財産管理課) …… 4
- 電子公印の使用……………() …… 7
- 大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示……………(契約監理室) …… 7
- 大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………(環境衛生課) ……13
- 大和高田市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する告示……………(市民課) ……14
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課) ……15
- 職権による消除……………(市民課) ……15
- 3月市議会定例会の招集……………(財政課) ……16
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……16

公告

- 藤森地内側溝維持整備工事・藤森地内道肩改良工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……16
- 敷枝築山地内管渠工事(63)・給配水管移設工事(G63)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……19
- 有井下池漏水防止盛土工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……21
- 新田地内排水路改良工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……23
- 消火栓新設工事(昭和町)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……26
- 消火栓修理工事(大中南町)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……28
- 秋吉・西坊城地内測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告…() ……30
- 自動車臨時運行許可番号標の無効……………(市民課) ……32

教育委員会

- 大和高田市青少年センター設置規則の一部を改正する規則……………(青少年課) ……32
- 教育委員会2月定例委員会の招集……………(教育総務課) ……33
- 大和高田市青少年補導員等に関する要綱……………(青少年課) ……33
- 教育委員会3月定例委員会の招集……………(教育総務課) ……35

選挙管理委員会

- 選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会) ……36

○農業委員会委員選挙人名簿の縦覧……………	(選挙管理委員会) ……	36
○選挙管理委員会の招集……………	(//) ……	36
○選挙人名簿等に登録した者の氏名等を記載した書面等の縦覧……………	(//) ……	37
○選挙権を有するものの総数……………	(//) ……	37
監査委員事務局		
○平成25年度定期監査の実施結果……………	(監査委員事務局) ……	37
農業委員会		
○農業委員会3月定例委員会の招集……………	(農業委員会) ……	39

規 則**規則第26号**

大和高田市契約規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月27日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市契約規則の一部を改正する規則

大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「第44条」を「第44条の2」に改める。

第5条第3項中「認められるとき」の次に「は、一般競争入札に参加することができない」を加える。

第13条の見出し中「及び再度入札」を削る。

第21条中「賃借」を「貸借」に改める。

第26条第3項中「第29条の」の次に「議会の議決に付すべき契約に係る」を加え、「適用する」を「準用する」に改め、「可決」の次に「(同条の規定による本契約の成立をいう。)」を加える。

第44条の次に次の1条を加える。

(債務の相殺)

第44条の2 契約で定めるところにより、市が負う債務は、契約者が市に対して負う債務と相殺することができる。

第53条中「契約手続」を「契約に係る手続及び契約書の内容」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第4号

大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年2月17日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則(平成23年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「する融資」の次に「は、大和高田市制度融資」を加え、「は、次のとおり」を削り、同項各号を削り、同条第2項中「とおり」を「各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該各号を併用した場合の限度額は、1,500万円とする。

第3条第2項各号を次のように改める。

(1) 設備資金に対する融資限度額 1,500万円

(2) 運転資金に対する融資限度額 1,000万円

第3条第4項中「とおり」を「各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 設備資金に対する融資期間 6月以内の据置期間を含み7年以内

(2) 運転資金に対する融資期間 6月以内の据置期間を含み5年以内

第6条第1項第2号ウ(ウ)中「奈良県信用」を削る。

様式第2号中「 大和高田市特別融資 大和高田市緊急特別小口融資」を「大和高田市制度融資」に、「ただし最終回は、」を「ただし、最終回は」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出される制度融資の申請から適用し、施行日前に提出された制度融資の申請については、なお従前の例による。

規則第5号

大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年2月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則(平成22年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「、水曜日」を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

告示第48号

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)第14条第1項の規定により、電子公印を使用しますので、同規則第14条第6項の規定により告示します。

平成25年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

公印に関する事項

公印の名称	社会福祉事務所長印
寸法	縦17.2mm・横16.93mm
使用する理由	新システム稼働に伴う変更
使用開始年月日	平成25年4月1日
印影	省略

使用する文書

担当課	社会福祉課
文書の名称	下記の通り

療育手帳判定依頼書
療育手帳判定通知書

療育手帳交付等申請書の進達について
療育手帳(旧手帳)の返還について
サービス等利用計画案提出依頼書
サービス等利用計画案提出依頼書
支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書
支給決定通知書(みなし区分認定用)
支給決定通知書(経過措置対象者用)
却下決定通知書
支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書
支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書
却下決定通知書
支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書
支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書
支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書
支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書
支給(給付)決定取消通知書
支給(給付)決定取消通知書
支給決定取消通知書
療養介護医療受給者証
特例介護給付費 特例訓練等給付費 支給(不支給)決定通知書
特例介護給付費 特例訓練等給付費 支給(不支給)決定通知書
特例介護給付費 特例訓練等給付費 支給(不支給)決定通知書
高額障害福祉サービス費支給(不支給)決定通知書
障害程度区分認定通知書
障害程度区分認定通知書
障害程度区分変更認定通知書
障害程度区分変更認定通知書
サービス利用計画作成対象障害者等認定通知書
サービス利用計画作成対象障害者等認定取消通知書
高額障害福祉サービス費支給(不支給)決定通知書
高額障害福祉サービス費支給(不支給)決定通知書
高額障害福祉サービス費支給(不支給)決定通知書
計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給(却下)通知書
計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給(却下)通知書
モニタリング期間変更通知書
計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給取消通知書
計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給取消通知書
判定依頼書
判定通知書
支給認定(変更認定)通知書
支給認定(変更認定)について【事務連絡】
通知書(支給認定を行わない旨の決定をお知らせする書面)
通知書(支給認定を行わない旨の決定をお知らせする書面)
支給認定(変更認定)通知書
(A4)受給者証
判定依頼書
判定通知書
補装具費支給決定通知書
補装具費支給決定通知書_大和高田市様式
補装具費支給券

補装具費支給券_大和高田市様式
補装具費却下決定通知書
計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給(却下)通知書_児童通所
計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給(却下)通知書_児童通所
モニタリング期間変更通知書_児童通所
計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給取消通知書_児童通所
計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給取消通知書_児童通所
サービス等利用計画案提出依頼書
サービス等利用計画案提出依頼書
支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書
却下決定通知書
支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書
支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書
支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書
支給(給付)決定取消通知書
障がい児通所受給者証
肢体不自由児通所医療受給者証
特例障がい児通所給付費 特例訓練等給付費 支給(不支給)決定通知書
高額障害児給付費支給(不支給)決定通知書
却下決定通知書_暫定様式
特例介護給付費 特例訓練等給付費 支給(不支給)決定通知書_暫定様式
支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書_暫定様式
支給決定取消通知書_暫定様式
高額障害児通所給付費支給(不支給)決定通知書_暫定様式
高額障害児(通所・入所)給付費支給(不支給)決定通知書
地域生活支援事業却下決定通知書
地域生活支援事業支給決定通知書
地域生活支援事業支給変更却下決定通知書
地域生活支援事業支給変更決定通知書
支給決定取消通知書
地域生活支援事業受給者証
給付決定通知書(個別)
日常生活用具給付(貸与)決定通知書_大和高田市様式
日常生活用具給付券(個別)
日常生活用具給付券(個別)_大和高田市様式
住宅改修給付券(個別)
却下決定通知書
点字図書発行証明書(者児共通・児)
給付決定通知書(一括)
日常生活用具給付券(一括)
住宅改修給付券(一括)
業者委託通知書
自動車運転免許取得費助成決定通知書
自動車運転免許取得費助成却下通知書
自動車改造費助成決定通知書
自動車改造費助成却下通知書
E T C利用対象者証明書
口座振替依頼書

告示第49号

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)第14条第1項の規定により、電子公印を使用しますので、同規則第14条第6項の規定により告示します。

平成25年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

公印に関する事項

公印の名称	社会福祉事務所長印
寸法	方14.29mm
使用する理由	新システム稼働に伴う変更
使用開始年月日	平成25年4月1日
印影	省略

使用する文書

担当課	社会福祉課
文書の名称	障害福祉サービス受給者証

告示第134号

大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年12月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示
大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成18年告示第162号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第80号」の次に「。この項において「措置要綱」という。」を加え、同項第4号中「月の初日」を「年の4月1日」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 経営状況が著しく不健全であると認められる者(措置要綱別表第2第12号に掲げる措置要件に該当する者を除く。)

第2条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条第3項第2号中「第3号)」の次に「。ただし、契約に関し、支店長等に権限の委任がなされているときは、委任状兼使用印鑑届(様式第4号)」を加える。

第2条第3項中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 営業概要書(様式第5号)

第2条第3項第6号を次のように改める。

(6) 別表に定める国税及び地方税の納税証明書(契約に関し、支店長等に権限の委任がなされている場合であって支店等の所在地に納税義務が生じているときは、当該所在地の市区町村税の納税証明書を含む。)

第2条第3項中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号

を加える。

（7） 市外に住所地又は委任先支店等の所在地がある者について、納税義務の生じた大和高田市税の納税証明書

第5条中「第4号」を「第6号」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表

法人	個人
法人税	所得税
消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税
法人市町村民税又は法人都民税	市町村民税又は特別区民税（都道府県民税を含む。）
固定資産税（都市計画税を含む。）	固定資産税（都市計画税を含む。）
軽自動車税	軽自動車税
	国民健康保険税

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

年度	市内	市外	受付番号	第 一																																									
<p>競争入札参加資格審査申請書（物品購入等）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大和高田市長 殿</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">（ふりがな）</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称</p> <p style="text-align: right;">（ふりがな）</p> <p style="text-align: right;">代表者職氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">F A X 番号</p> <p style="text-align: right;">実印</p> <p>年度において、大和高田市で行われる物品購入、製造の請負、役務の提供その他の契約に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。</p> <p>なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。</p> <p>1. 業態区分 製造 ・ 販売（卸売・小売） ・ 買受け ・ 役務の提供</p> <p>2. 希望する営業品目（6品目以内）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">大分類</th> <th style="width: 10%;">コード</th> <th style="width: 10%;">小分類</th> <th style="width: 55%;">具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;">登録希望品目表から選んでください。</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 市との取引の権限を委任する支店・営業所（委任する場合のみ記入）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">所在地</td> <td colspan="3">〒 ー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支店・営業所名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">（ふりがな）</td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">職名及び氏名</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">F A X 番号</td> <td> </td> </tr> </table>					区 分	大分類	コード	小分類	具体的な内容	登録希望品目表から選んでください。																					所在地	〒 ー			支店・営業所名	（ふりがな）			職名及び氏名			電話番号	F A X 番号		
区 分	大分類	コード	小分類	具体的な内容																																									
登録希望品目表から選んでください。																																													
所在地	〒 ー																																												
支店・営業所名	（ふりがな）																																												
	職名及び氏名																																												
電話番号	F A X 番号																																												

様式第2号(第2条関係)

誓約書

大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成18年告示第162号)第2条第1項に規定する欠格要件に該当しないことを誓約します。また、入札参加資格者に決定された上は、入札への参加、契約の履行に当たっては関係諸規則を守り、万一違反の行為があった場合は、同規程第6条の規定に基づく入札参加資格の取消し又は大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条及び第4条に基づく入札参加資格停止の処分を受けても、なんら異議のないことを誓約します。

年 月 日

大和高田市長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

実印

様式第3号(第2条関係)

使用印鑑届

年 月 日

大和高田市長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

実印

下記の印鑑を次の事項に使用しますので届けます。

- (1) 見積り及び入札に関すること。
- (2) 契約の締結に関すること。
- (3) 保証金の納入及び還付に関すること。
- (4) 代金の請求及び受領に関すること。
- (5) 前払金の請求及び受領に関すること。
- (6) その他契約の履行に関すること。

記

使 用 印 鑑	
------------------	--

様式第4号(第2条関係)

委任状兼使用印鑑届

年 月 日

大和高田市長 殿

委任者(申請者)
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

実印

私は、下記の者を代理人と定め、大和高田市との下記委任事項に関する権限を 年 月 日から 年 月 日まで委任します。また、受任者は、委任事項について下記の印鑑を使用します。

記

受任者(支店長・営業所長等)

所在地
 商号又は名称
 職名及び氏名 印

委任事項

- (1) 見積り及び入札に関すること。
- (2) 契約の締結に関すること。
- (3) 保証金の納入及び還付に関すること。
- (4) 代金の請求及び受領に関すること。
- (5) 前払金の請求及び受領に関すること。
- (6) 復代理人選任及び解任に関すること。
- (7) その他契約の履行に関すること。

受任者使用印鑑

使用 印 鑑	
--------------	--

様式第4号の次に次の2様式を加える。

様式第5号（第2条関係）

営業概要書

①希望する営業品目実績高

営業品目 の種類別 (申請書2.の大分類又は小分類名)	直前第2年度分決算 ①	直前第1年度分決算 ②	年間平均高 $\frac{\text{①} + \text{②}}{2}$
	年 月から 年 月まで 千円	年 月から 年 月まで 千円	千円
計	千円	千円	千円

②経営規模

純 資 産 額 (注1)	区 分	株主資本				評価・換算 差額等 合計	新株 予約権	純資産合計
		資本金	新株式 申込 予約金	資本・利益 剰余金 合計	自己 株式			
	前期末残高	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	当期変動額合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期末残高	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
常 勤 職 員 の 数	区 分	技術関係 職 員	営業関係 職 員	事務関係 職 員	その他		合 計	
	本店支店等 会社全体の 従業員数	人	人	人	人		人	

設備状況 (注2)	区 分	建築物構築物	機械装置類	運搬具類	工具その他	計
	取得価格	千円	千円	千円	千円	千円
	減価焼却累計額					
	残存価格					

(注1) 純資産額欄は、法人のみ記入

(注2) 設備状況欄は、製造業の事業者のみ記入

③経営状況

流動比率(注3)	流動資産	流動負債	流動比率	
	千円	千円	%	
営業年数等	創業(設立)	転・廃・休業	現組織への変更	営業年数
	年 月	年 月から 年 月まで	年 月	年

(注3) 流動比率欄は、法人のみ記入

④主な取扱品目

取扱品目 (受託内容)・メーカー名	品目番号(小分類コード)又は業種名	主な取扱品目(商品名・メーカー名)又は業務内容	特約店又は代理店であるときは○印をつけ、それを証明する書類を添付してください。

⑤希望する営業品目又は業種項目に係る過去2年間の主な契約実績(契約書等それを証する書類の写しを添付してください。)

契約の相手方(課名等)	契約金額	契約日	契約の内容
-------------	------	-----	-------

大和高田市				
他の官公庁				
民間企業				

⑥営業上の許可・認可等（営業上の許可・認可等を証する書面の写しを添付してください。）

許可等の名称	許可等年月日（期間）	許可等官公庁名（許可番号等）

⑦営業区域（いずれかに○をつけてください。）

<input type="checkbox"/> 全国	<input type="checkbox"/> 近畿圏	<input type="checkbox"/> 奈良県全域	<input type="checkbox"/> 大和高田市内	<input type="checkbox"/> その他（ ）
-----------------------------	------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

様式第6号（第5条関係）

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日

大和高田市長 殿

郵便番号
住 所
商号又は名称
(ふりがな)
代表者職氏名 実印
電話番号
FAX番号

競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更したので、届けます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由等

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程第2条の規定は、平成26年4月1日以後に履行を開始する契約に係る入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）

から適用し、同日前に履行を開始する契約に係る資格審査については、なお従前の例による。

告示第4号

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年1月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成22年告示第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「すべての要件を満たす」を「要件のいずれにも該当する」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) リース契約による発電システムではないもの

第3条第1号を次のように改める。

(1) 自ら居住する住宅に発電システムを導入し、電力会社と電力受給契約を結んだ者
第5条第1項中「添付して」を「添付し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業省が定めた住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付要綱(平成20・10・31財資第1号)に基づく太陽光発電普及拡大センターから交付される住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の補助金交付決定通知書を提出する場合は、第1号から第4号までの書類を省略することができる。

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) 発電システムの設置に係る工事請負契約書(発電システムが設置された新築住宅を購入した場合は、売買契約書)の写し

第5条第1項中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 住民票の写し

第5条第1項第1号の次に次の3号を加える。

(2) 発電システムの設置費に係る領収書及び内訳明細書の写し

(3) 電力会社との再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約書の写し

(4) 電力会社の検針による受給電力量が確認できる書類

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

(申請者)住所 大和高田市

(ふりがな)

氏名 印

電話番号

(平日9:00~17:00に連絡がつく番号)

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置した住宅に関する事項	建物区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築	
	設置場所	〒635- 大和高田市	
設置した住宅用太陽光発電システムに関する事項	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値	<input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> KW (小数点以下2位未満切捨て)	
	製造者名 (メーカー名)	型式	
電力会社との電力受給契約に関する事項	電力会社	<input type="checkbox"/> 関西電力株 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	受給開始日 (電力会社と対象システムの電力受給を開始した日)	年	月 日
補助金の申請金額	50,000円		
添付書類	※「国補助金の補助金交付決定通知書」の提出をもって、下記(1)～(4)の書類の提出を省略することができます。 (1) 工事請負契約書(新築住宅を購入した場合は、売買契約書)の写し (2) 設置費に係る領収書及び内訳明細書の写し (3) 電力会社との再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約書の写し (4) 電力会社の検針による受給電力量が確認できる書類 (5) 市税の納税証明書 (6) 住民票の写し (7) 発電システムの設置場所の状況を示す写真 (8) その他市長が必要と認める書類		

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱様式第1号の規定によりなされ申請は、改正後の大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱様式第1号の規定によりなされた申請とみなす。

告示第10号

大和高田市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年2月10日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する告示
 大和高田市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(平成14年告示第84号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

- (9) 照合ID コミュニケーションサーバ又は業務端末の操作を行う個人(以下「操作者」という。)に対して付与される文字列
- (10) 照合情報 生体情報に不可逆演算処理を施して得られる情報で、操作者認証のために使用する情報
- (11) 操作者ID 操作権限を委譲するために照合IDに対して付与される文字列

第10条第2項中「操作者識別カード及びパスワード」を「照合ID、照合情報及び操作者ID」に改める。

第12条の見出しを「(照合ID及び操作者ID)」に改め、同条中「操作識別カード及びパスワード」を「照合ID及び操作者ID」に改め、同条第1号中「操作者識別カード及びパスワード」を「照合ID及び操作者ID」に改め、同条第2号中「操作者識別カード」を「操作者ID」に改め、「住基ネットを利用する所管の」を削り、同条第3号中「操作者識別カード」を「照合ID及び操作者ID」に改める。

第13条中「操作者識別カード及びパスワード」を「照合ID及び操作者ID」に改める。

附 則

この告示は、平成26年3月1日から施行する。

告示第11号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等(道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車)を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成26年2月15日

大和高田市長 吉田誠克

1 処分の根拠

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項

2 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3 処分年月日

平成26年6月2日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成25年11月6日、同月12日、同月13日、同月19日、同月24日、同月25日、同月28日

告示第12号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成26年2月18日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 職権消除日 平成26年2月18日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第13号

平成26年3月7日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。
平成26年2月28日

大和高田市長 吉田誠克

告示第14号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年3月1日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため
2. 移動年月日
平成26年2月3日、同月4日、同月12日、同月18日、同月19日、同月23日、同月27日
3. 移動対象区域
近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域
4. 保管場所
大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所
5. 引取期間
平成26年9月3日
6. 引取時間
午前9時～正午・午後1時～午後5時。ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午
7. 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア. 移動費 2,000円
イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
8. 連絡先
大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告**公告第25号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年2月14日

大和高田市長 吉田 誠 克	
1 工事名	藤森地内側溝維持整備工事・藤森地内道肩改良工事
2 工事場所	大和高田市藤森地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年3月31日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がEであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年2月14日(金)から平成26年2月18日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年2月19日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送しま</p>

	す。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年2月14日(金)から平成26年2月21日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年2月14日(金)から平成26年2月24日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年2月24日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年2月27日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年2月28日(金)午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
17 最低制限基準比	<p>¥2,200,000円(消費税等抜き)</p>

較価格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によるところとします。

公告第26号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成26年2月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	敷枝築山地形内管渠工事（63）・給配水管移設工事（G63）
2 工事場所	大和高田市築山地形内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年3月31日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がEであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに

	<p>掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年2月14日(金)から平成26年2月18日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年2月19日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年2月14日(金)から平成26年2月21日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年2月14日(金)から平成26年2月24日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年2月24日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年2月27日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年2月28日(金)午前9時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧</p>

	に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥2,010,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第27号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年2月14日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	有井下池漏水防止盛土工事
2 工事場所	大和高田市有井地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年3月31日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がEであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

	<p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年2月14日(金)から平成26年2月18日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年2月19日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年2月14日(金)から平成26年2月21日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年2月14日(金)から平成26年2月24日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年2月24日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年2月27日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799</p>

	<p>大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年2月28日(金)午前9時50分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 6 契約保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 7 最低制限基準比較価格	<p>¥1,150,000円(消費税等抜き)</p>
1 8 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
1 9 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。</p>

公告第28号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年2月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	新田地内排水路改良工事
2 工事場所	大和高田市新田地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年3月31日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり

<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がEであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年2月14日(金)から平成26年2月18日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年2月19日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年2月14日(金)から平成26年2月21日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p>

	(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成26年2月14日(金)から平成26年2月24日(月)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成26年2月24日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成26年2月27日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成26年2月28日(金)午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥1,080,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によるところとします。
--------	---

公告第29号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成26年2月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	消火栓新設工事（昭和町）
2 工事場所	大和高田市昭和町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年3月31日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。 (8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間 平成26年2月21日（金）から平成26年2月25日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

	<p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年2月26日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年2月21日(金)から平成26年2月25日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年2月21日(金)から平成26年2月28日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年2月28日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年3月6日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年3月7日(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p>

	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥580,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしてします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとしてします。

公告第30号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年2月21日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	消火栓修理工事(大中南町)
2 工事場所	大和高田市大中南町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年3月31日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとしてします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。

6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年2月21日(金)から平成26年2月25日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年2月26日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年2月21日(金)から平成26年2月25日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年2月21日(金)から平成26年2月28日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年2月28日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年3月6日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>

1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成26年3月7日（金）午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 7 最低制限基準比較価格	¥360,000円（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によるところとします。

公告第31号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成26年2月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	秋吉・西坊城地内測量業務委託
2 業務場所	大和高田市秋吉・西坊城地内
3 履行期間	契約締結日から平成26年3月28日まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。

	<p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年告示第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下同じ。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間 平成26年2月21日(金)から平成26年2月25日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年2月26日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年2月21日(金)から平成26年2月28日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>

9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 受付期間 平成26年2月21日(金)から平成26年2月28日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年3月3日(月)正午まで</p> <p>回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年3月6日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年3月7日(金)午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定等	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥850,000円(消費税等抜き)</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第32号

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則(昭和57年規則第21号)の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成26年2月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-82

教育委員会

教育委員会規則第1号

大和高田市青少年センター設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年2月19日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村 博一

大和高田市青少年センター設置規則の一部を改正する規則

大和高田市青少年センター設置規則(昭和60年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(7) 適応指導に関すること。

第6条及び第7条を削る。

第8条の見出し中「、相談員」を「及び相談員」に改め、同条第2項を削り、同条を第6条とする。

第9条中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条を第7条とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

教育委員会告示第3号

大和高田市教育委員会2月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成26年2月12日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村 博一

記

日 時 平成26年2月14日(金)午後3時

場 所 中央公民館 1階 視聴覚室

議 案 第1号 大和高田市青少年センター設置規則の一部を改正する規則(案)について

第2号 後援願いについて

第2号 その他

教育委員会告示第4号

大和高田市青少年補導員等に関する要綱を次のように定める。

平成26年2月24日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村 博一

大和高田市青少年補導員等に関する要綱

大和高田市青少年補導員等に関する要綱を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この告示は、大和高田市青少年センター設置規則(昭和60年教育委員会規則第1号)第6条に規定する青少年補導員、青少年指導員及び教育相談員(以下「補導員等」という。)に関し、

必要な事項を定める。

（定数）

第2条 補導員等の定数は、次の表のとおりとする。

区分	人数
青少年補導員	250人以内
青少年指導員	25人以内
教育相談員	10人以内

（委嘱等）

第3条 青少年補導員は、市内に居住し、又は勤務する青少年問題に関心があり、かつ、地域の事情に詳しい20歳以上の者で、各種団体、大和高田市立小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）及びスーパーマーケット等の関係者、保護者並びに学識経験のあるものうちから教育委員会が委嘱する。

2 青少年指導員は、青少年問題に関心があり、かつ、地域の事情に詳しい20歳以上の者で、青少年団体、青少年グループ等への育成指導活動を行い得るものうちから教育委員会が委嘱する。

3 教育相談員は、大和高田市適応指導教室の指導員の職にある者及び学校の教育相談担当者の代表のうちから教育委員会が委嘱する。

（任務）

第4条 青少年補導員は、次に掲げる職務を行う。

（1） 巡視活動及び青少年補導会巡視報告書（様式第1号）による青少年センターへの報告

（2） 青少年問題が発生し、又は青少年問題を察知した場合の青少年センターへの報告

（3） 青少年健全育成事業への協力

2 青少年指導員は、次に掲げる職務を行う。

（1） 青少年団体、青少年グループ等への育成指導

（2） 社会環境浄化のための活動

（3） 市が実施する青少年健全育成事業への協力

（4） 市又は奈良県が主催する研修会への参加

（5） その他青少年の健全育成に関する活動

3 教育相談員は、次に掲げる職務を行う。

（1） 児童生徒、保護者及び学校の教員に対する教育全般に関する助言及び指導

（2） その他教育相談に関すること。

（任期）

第5条 補導員等の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 補導員等は、再任されることができる。

（委嘱の取消し）

第6条 補導員等は、次のいずれかに該当したときは、委嘱を取り消すものとする。

（1） 自己の都合により辞職を申し出たとき。

（2） 職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき。

（補導員証の発行）

第7条 青少年補導員には補導員証（様式第2号）を発行する。

（守秘義務）

第8条 補導員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。
様式第1号(第5条関係)

青少年補導会巡視報告書

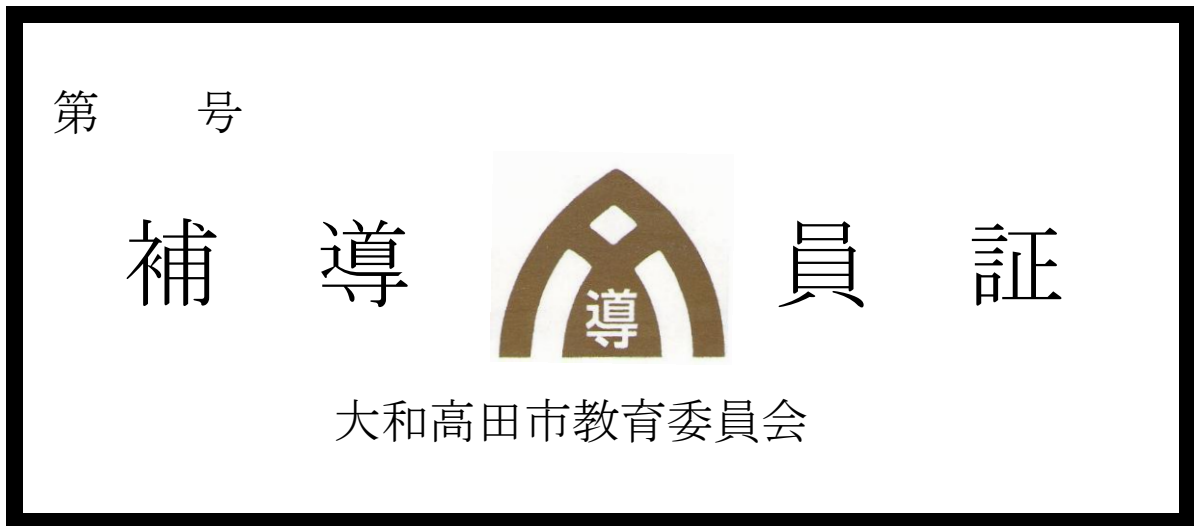
校区

記録者

実施日	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
参加人数	人	街頭指導した少年の数	人
参加者名簿			
巡視場所			
指導状況等			

様式第2号(第7条関係)

(表)



(裏)

第 号

年度

下記の者は、大和高田市教育委員会の補導員であることを証明する。

住 所
氏 名
(注意事項)

① この証明書は、常時携帯し、関係人の請求があったときは、いつでもこれを呈示しなければ

ならない。また、関係者以外の者に披見し、又は貸与してはならない。

- ② この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届けなければならない。
- ③ この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、退職などによって資格を失ったとき、又は有効期間を経過したときは、直ちに発行者に返付しなければならない。
- ④ この証明書の有効期間は、発行の日から1年とする。

発行年月日 年 月 日
 発行者 大和高田市教育委員会

教育委員会告示第5号

大和高田市教育委員会3月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成26年2月28日

大和高田市教育委員会
 委員長 吉村博一

記

- 日時 平成26年3月4日(火)午後2時
- 場所 さざんかホール 4階 会議室
- 議案 第1号 第62回市民歩こう会実施要領(案)について
- 第2号 第67回大和高田市民体育大会《種目別大会》実施要領(案)について
- 第3号 平成26年3月定例市議会提出の教育関係議案について
- 第4号 後援願いについて
- 第5号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第2号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年2月10日

大和高田市選挙管理委員会
 委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成26年2月17日(月)午前9時
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地1
 大和高田市役所 3階 西会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
- 第2号 農業委員会委員選挙人名簿の調製について
- 第3号 その他

選挙管理委員会告示第3号

平成26年1月1日現在で調製した大和高田市農業委員会委員選挙人名簿を平成26年2月23日から平成26年3月9日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供する。

平成26年2月17日

大和高田市選挙管理委員会
 委員長 西川勝彦

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会告示第4号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年2月24日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成26年3月2日(日) 午前9時
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 在外選挙人証の再交付について
第3号 その他

選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成26年3月3日から平成26年3月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成26年2月24日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会告示第6号

平成26年3月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成26年3月2日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 3分の1の数 19,012人
- 6分の1の数 9,506人
- 50分の1の数 1,141人

監査委員

監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成25年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成26年2月28日

大和高田市監査委員 吉井保次
泉尾安廣

- 1. 監査の対象

企画政策部	企画法制課・秘書課・広報情報課・人事課
財務部	財政課・財産管理課・税務課・収納対策室
市民部	市民課・人権施策課・産業振興課・自治振興課・生活安全課
福祉部	社会福祉課・保護課・児童福祉課・保育課（土庫こども園、天満保育所、みどり保育所、磐園保育所）
保健部	健康増進課・介護保険課・地域包括支援課・保険医療課
環境建設部	土木管理課・建築住宅課・都市計画課・環境衛生課・契約監理室・クリーンセンター（企画整備課、美化推進課）
上下水道部	水道総務課・水道工務課・下水道課
会計課	
教育委員会事務局	教育総務課（土庫小学校、浮孔幼稚園・小学校、磐園幼稚園・小学校、陵西幼稚園・小学校、片塩小学校、高田西中学校）・学校教育課（上記の幼稚園、小学校、中学校）・生涯学習課・体育振興課・青少年課・文化振興課・商業高校事務管理課
議会事務局	庶務課
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
監査委員事務局	
市立病院	総務課・管理課・医事課・看護専門学校・訪問看護ステーション・栄養管理課

2. 監査の期間

前期 平成25年10月21日から平成25年12月19日まで

後期 平成26年1月20日及び平成26年1月22日

3. 監査の方法

監査資料として、帳票、帳簿、書類等の提出を求め、予算及び事務事業の執行が計画的・効率的に行われているか、その手続きは適切か、会計処理は法令等に従っているか等の審査を行った。また、内容聴取については、各所属長から監査時点（9月・12月末日現在）までの所管事務事業の進捗状況等についての説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

4. 提出書類

定期監査実施に伴う資料と諸帳簿については、監査の前期対象課は平成25年9月末日、後期対象課は12月末日までを監査対象とした。主な提出書類は次のとおりである。

(1) 資料

- ① 事務分担表
- ② 歳入歳出予算執行状況調（部門別）
- ③ 業務等執行状況表
- ④ 物品購入・請負（工事を除く。）・賃貸借契約状況表
- ⑤ 施工工事一覧表
- ⑥ 業務委託料の契約状況表
- ⑦ 負担金補助及び交付金、財政援助的な委託料明細表
- ⑧ その他

(2) 諸帳簿

- ① 旅行命令簿兼旅費請求書
- ② 契約書
- ③ 補助金・委託料

- ④ 調定伺簿
- ⑤ 交際費出納簿
- ⑥ 文書件名簿
- ⑦ 文書管理表
- ⑧ 勤務状況整理台帳
- ⑨ 時間外勤務命令兼報告書
- ⑩ 通勤届出書
- ⑪ 公用車運行日誌
- ⑫ その他

5. 監査の結果

財務及び経営に関する事務の執行及び事務事業の執行状況等は、おおむね適正に処理されていると認められた。

例年指摘している事務執行においては改善が見られたが、市の条例・規則等に則った事務処理に留意するとともに、管理職等のチェック体制の強化と責任の明確化を図り、適正な事務を徹底されるよう要望する。

本年度からスタートした「中期財政適正化フレーム」にそって、「第4次大和高田市総合計画」にもとづく「後期基本計画」の実現に向け、優先順位を精査された各施策の実施に各所管課において取り組まれている。市財政状況を取り巻く環境は、社会保障と税の一体改革、経済政策等国の財政運営により大きな影響が予想されるが、今後も景気や国の施策などの動向や本市の課題などを踏まえた適正な財政運営に努められ、基本計画の進行により行政サービスの一層の充実を図られたい。

市税・負担金・使用料等の収入未済額について、徴収の体制強化に努めておられるが、未収金の一層の縮減を図るため、滞納整理の推進、受益者負担の適正化推進に努められたい。なお、監査の都度、関係者に所見は述べたが、各部局等に対する指摘事項及び所見は次のとおりである。

以下省略（市役所前に掲示済み）

農業委員会

農業委員会告示第2号

大和高田市農業委員会3月定例委員会を次のとおり招集する。

平成26年2月26日

大和高田市農業委員会

会長 高井信安

日時	平成26年3月7日(金)午後3時
場所	大和高田市役所 3階 西会議室
議案	第1号 農地法第3条第1項について申請の件
	第2号 農地法第4条規定による申請の件
	第3号 農地法第18条第6項規定による申請の件
	第4号 その他